

15 エネルギー関係

ア 電気事業

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 自由化範囲の拡大	経済産業省	<p>エネルギー分野については、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に定められているとおり、「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分考慮した上で、エネルギー市場の制度改革を進めるとともに、我が国の実情に適合する形での市場原理の活用策を設計する姿勢が重要である。また、市場原理を活用する中で、安全の確保をおろそかにすることがあってはならず、国及び事業者は、それぞれの責務を果たすことにより、安全の確保を確実に行うことが必要である。</p> <p>こうした考え方を踏まえて、以下の①～⑦の項目について検討する。</p>				
		a 電気事業分野における一層の競争促進を図るため、平成25年を目途に家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化について検討を開始し、早期に結論を得る。	平成25年を目途に検討を開始し、早期に結論			○ (経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(平成19年4月～)において、小売自由化範囲の拡大の是非について審議を行った。 審議の結果、既自由化範囲での需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていないこと、及び、自由化範囲の拡大は家庭部門の需要家にメリットをもたらさない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれが強いことから、現時点において自由化範囲の拡大を行うことは適切ではないと評価され、既自由化範囲における今次の競争環境整備の結果を踏まえ、平成20年3月から5年を目途に小売自由化範囲の拡大の是非について改めて検討することとなった。
		b 諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。 こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、これまでの自由化の範囲拡大の効果についての評価を継続して行う。	必要に応じ逐次評価			○ (経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(平成19年4月～)において、小売自由化範囲の拡大の是非について審議を行った。 審議の結果、既自由化範囲での需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていないこと、及び、自由化範囲の拡大は家庭部門の需要家にメリットをもたらさない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれが強いことから、現時点において自由化範囲の拡大を行うことは適切ではないと評価され、既自由化範囲における今次の競争環境整備の結果を踏まえ、平成20年3月から5年を目途に小売自由化範囲の拡大の是非について改めて検討することとなった。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 卸電力取引所の活性化	経済産業省	a 市場監視機能をより強化するとともに、多くの発電設備を保有する一般電気事業者や卸発電事業者に対する玉出しの増加や義務化、利用者ニーズを十分踏まえた商品メニューの多様化、取引所への参加者の拡大などといった取引活性化に向けた対応を検討し、早期に結論を得る。		結論		◎ (経済産業省) 卸電力取引所の取引活性化については、「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)に基づき、日本卸電力取引所において、時間前市場の導入、先渡取引の活性化、取引ルールの改善等の対応がなされている。
		b 取引所におけるインバランス精算(電力の需要と供給の不一致に対する精算)に関して、取引所に参加する売り手と買い手とを結びつける方式を廃止し、発電者が、小売事業者を介さずとも直接取引できる制度へと改めることを検討し、結論を得る。		結論		◎ (経済産業省) 日本卸電力取引所において先渡取引について、約定した電気の受渡しを匿名のままスポット取引を通じて行い、売買代金の精算を取引所が仲介する新たな先渡商品群を追加導入(平成21年4月取引開始)。
		c 安定供給確保のためには、インバランス精算量を出来る限り少なくすることが役立つ。そのためには、前日スポット市場が閉鎖した後に開設される時間前取引市場(現物受渡しの一定時間前に電気の取引を行う市場)の導入が有効である。したがって、市場参加者のニーズ、系統運用への影響、費用対効果の観点から踏まえ、この制度の導入を検討し、結論を得て措置を講ずる。		検討・結論	措置	○ (経済産業省) 日本卸電力取引所において時間前取引市場を導入(平成21年9月取引開始)予定。
		d 現行の制度では、個々の一般電気事業者およびPPSが、それぞれの異なる発電単価にもとづいて送電ロス分を自ら発電又は調達する仕組みとなっている。卸電力取引所の流動性が十分でない現状では、この仕組みのもとで送電ロス分が効率的に調達できないおそれがある。送電ロス分の効率的な調達を可能とするためにも、卸電力取引所の活性化について検討し、結論を得て措置を講ずる。		検討・結論	措置	○ (経済産業省) 卸電力取引所の取引活性化については、「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)に基づき、日本卸電力取引所において、時間前市場の導入、先渡取引の活性化、取引ルールの改善等の対応がなされている。
③ 託送制度等の見直し	経済産業省	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電気・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しも行う。	逐次措置			○ (経済産業省) 「適正な電力取引についての指針」や「電気・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行っている。 また、電気事業分科会答申「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)において、電力市場の競争環境整備を図る観点から提言された内容を踏まえ、省令等の整備を行うとともに、託送余剰インバランス料金の買取料金、需要種間の託送供給料金の公平性の担保等について「適正な電力取引についての指針」へ反映するため指針を改定した(平成21年3月)。
		b 需給逼迫時に節約と増産のインセンティブを与えるため、インバランス精算の単価は、季時別に需給を反映したものとし、不足分には課金し超過分には支払う方式とすることについて検討し、結論を得て措置を講ずる。		検討・結論	措置	○ (経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会における検討、及び同会による答申「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)を基に、一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成11年12月3日通商産業省令第106号)及び電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年1月31日経済産業省令第2号)を改正(平成20年7月7日施行)。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		c インバランス精算に関して、一般電気事業者とPPSとを対等に扱う制度へと近づけることを検討し、結論を得て措置を講ずる。具体的には、一般電気事業者はインバランス料金に関する収支を作成する。		検討・結論	措置	○(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会における検討、及び同会による答申「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)を基に、一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成11年12月3日通商産業省令第106号)及び電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年1月31日経済産業省令第2号)を改正(平成20年7月7日施行)。
		d 東京一中部、中国一九州間など、既にごく限られた時間で容量不足が顕在化している連系線や、一層の広域流通の拡大による将来的な連系線容量の不足が生じる可能性もあることから、電力系統利用協議会の機能強化を念頭に置きつつ、流通設備形成を促す方策などについて検討し、早期に結論を得る。	措置済			◎
④ 送電線整備・系統運用のルール整備	経済産業省	送配電等業務支援機関が、既存電力会社からの厳格な中立性を確保しつつ、連系送電線を含む送電線の整備ルールや電力系統の運用ルールを作成することを確保する。	監督			○(経済産業省) 電気事業法第93条の指定を受けた送配電等業務支援機関(中立機関)であるESCJ(有限責任中間法人電力系統利用協議会)は、意志決定を行う際、議決権を電力会社、新規参入者、卸電気事業者等系統利用者、学識経験者の各グループに等しい議決権を配分するなど、中立性が確保される仕組みとした上で、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計」(平成15年12月)に基づき、連系線を含む設備形成ルール、系統運用ルール等を規定した電力系統利用協議会ルールを作成・公表した(平成16年9月)。 本ルールについては、パブリックコメント等の意見を踏まえた修正を行ったほか、平成17年4月の本格運用開始以降も、実際の運用により生じた課題や利用者の利便性等を踏まえ、上述した中立性を確保した仕組みの下で、柔軟かつ機動的な改正を行っている。 経済産業省としては、上述の電気事業分科会の報告や電気事業法の規制に則り、必要な監督を行っている。
⑤ 託送部門の一層の中立性、透明性の確保	経済産業省	託送部門に対しては、前回の制度改正により、会計分離や行為規制が課されることとなった。一方で、2005年度の送配電部門収支によれば、託送部門における超過利潤が一般電気事業者の合計で約2,000億円に達するなど、一部関係者からその制度の問題点が指摘されている。このため、託送部門の会計分離を徹底するなど、制度の見直しすることを検討し、結論を得る。		結論		◎(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会による検討、及び同分科会による答申「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)を基に、電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年1月31日経済産業省令第2号)を改正(平成20年7月7日施行)。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 原子力発電に係る規制・運用の見直し等	経済産業省	a 安全を維持しつつ、より効率的な原子力発電所の運営を図る観点から、欧米等の知見も参考にしつつ、引き続き、科学的・合理的な安全規制の在り方について検討を行う。	引き続き実施			○(経済産業省) 現在、原子力発電所における検査制度については、プラント毎の保守管理活動を保全計画の策定等を通じて充実強化させ、一律の検査からプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行するため、「検査の在り方に関する検討会」において、欧米等におけるプラント総合評価の活用状況等を参考にしつつ、具体的な制度構築に係る検討を実施した。 安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入については、原子炉の起動・停止に対する保安検査の実施について、平成19年8月9日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改正し、同年9月30日から施行した。また、それ以外の保全プログラムを基礎とする検査については、平成20年8月29日付で電気事業法施行規則等を改正し、21年1月1日から施行した。 また、平成20年には新潟県中越沖地震によって明らかになった課題を踏まえて、原子力施設の自衛消防体制、情報連絡・提供体制の充実・強化を図り、耐震安全性の再評価を厳格に行っているところ。 今後とも、安全・安心な体制を築いていくため、再発防止と安全確保に万全を期す。
		b 原子力発電所の新設については、PPSなどの新規参入事業者の出資等による共同開発についても排除されないよう注視する。	実施			—
		c 安全面の取組に関しては、現状、国の審査等に基づき、地方公共団体においても判断が行われている。国は地方公共団体と各レベルにおける真摯な取組を行うこととして、きめ細かい広聴・広報を進める。	逐次措置			○(経済産業省) 原子力安全規制における活動状況の広聴・広報活動については、地方公共団体を始め地元住民等と直接対話の場を設ける「対話の集い」等や、住民説明会、シンポジウムを開催するなど、原子力施設立地道府県や市町村等との相互コミュニケーションに取り組み、きめ細かい広聴・広報を行っている。 また、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」のワーキンググループ報告書において、大規模な地震発生時の原子力発電所等に関する情報連絡・提供体制についての考え方が示されたことを受け、また、情報提供に対する地元住民の関心の高さに鑑み、迅速かつ的確に直接情報提供するため、平成20年7月に、大規模地震発生時等に原子力施設の運転状況などの情報を携帯電話・メールにて提供する「モバイル保安院」の運用を開始した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑦ 環境問題への対応等	経済産業省 環境省	<p>京都議定書発効を踏まえた地球温暖化対策として、新エネルギーの開発や原子力発電を着実に推進するとともに、風力・太陽光などCO2を排出しない電源について、経済性・供給安定性を踏まえつつ、普及促進を図る。また、費用対効果の高い対策として京都メカニズムの活用(CDMクレジット等)を促進する。</p> <p>一方で、小資源国の我が国にとって、電源の多様化はエネルギー・セキュリティ上有意義な施策である。</p> <p>このため、官公庁による入札を通じた環境対策への取組については、公正な競争の確保やエネルギーの安定的な供給等のその他の施策との調和を確保する。</p>	逐次措置			○(経済産業省) 低炭素社会の実現に向け、2008年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2020年を目前に「ゼロ・エミッション電源」(再生可能エネルギー・原子力発電等)の割合を50%以上とする目標が設定された。この目標の達成に向け、原子力の新規建設の着実な推進を目指すとともに、太陽光発電をはじめとした新エネルギーの導入拡大のための取り組みを進めると同時に、それに伴う電力系統への影響や系統安定化対策等について、電力の供給安定性、経済性及び環境適合の観点から検討を実施。 (経済産業省・環境省) 京都議定書の削減目標のうち、90年比▲1.6%分(約1億トン)については、費用対効果の高い対策として京都メカニズムを活用し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じてクレジットを取得する。平成21年7月末までの累計で約9,478万トンのクレジット取得契約を締結。また、クレジット流通促進のため、有望なCDM・JIプロジェクトの発掘・形成を目的とした実現可能性調査と発展途上国における人材育成支援等を実施している。平成20年度はFS(クレジット取得量実現可能性調査及びCDM/JI事業調査)28件、人材育成支援(キャパビル)10件実施。
⑧ 環境を保全するための排出係数の算定方式見直し等	経済産業省 環境省	a 我が国の発電所が発生させるCO2の排出量を削減するためには、需要家が電力消費を昼から夜間へシフトするよう促すインセンティブを与えることが有効である(ただしこれは、昼から夜へのシフトによりCO2排出量が減る場合である。逆の場合は、夜から昼へシフトさせる必要がある)。さらに、需要家が、自社の電力消費が発生させるCO2排出量を考慮して発電会社を時間帯ごとに選択をするインセンティブを与えることが有効である。そのために、「季時別平均排出係数」を採用することも含めて検討し、結論を得る。	検討・結論			◎(経済産業省・環境省) 季時別平均排出係数の導入の必要性について、「低炭素電力供給システム研究会」において検討し、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」で「当面導入することは困難」との結論を得た。
		b 供給側による多様な削減努力の成果が事業者別の排出係数等に適切に反映されるような方策を検討し、結論を得て措置を講ずる。	検討・結論	措置		○(経済産業省・環境省) 京都メカニズムクレジットの調達等、事業者の多様な削減努力の成果を事業者別の排出係数に反映するため「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」を開催のうえ、関連通達を改正し、京都メカニズムクレジットの調達について排出係数に反映可能とした。 その他の事業者による削減努力の成果の反映については、温対法における関連告示等の制定の後、21年度中に検討会を開催し、再度関連通達を改正する予定。
⑨ 原子力発電所における保安の在り方	経済産業省	a 発電用原子炉及びその付属設備の現行検査制度については、プラントを停止するまでの間隔を一律13ヵ月に固定している現行制度について、プラント毎の特性に応じたきめ細かい検査への移行も含めた抜本的見直しについて検討し、結論を得て措置を講ずる	検討・結論・措置			◎(経済産業省) プラントを停止するまでの間隔を一律13ヵ月に固定している現行制度について、プラント毎の特性に応じたきめ細かい検査へ移行するために省令を改正した。(平成21年1月1日施行)
		b 行検査制度においては、定期検査、保安検査及び定期安全管理審査の中で検査に一部重複が存在しており、事業者にとっては過剰な負担となっているとの指摘があることから、これらの検査の運用改善について引き続き検討を進める。	検討			○(経済産業省) 各種検査の重複を排除するための運用改善方策を実施中。
		c 官庁立会検査に際して、検査が実施されるまでの待ち時間の発生を回避するため、事業者が休日及び夜間に検査を実施することを妨げないような運用方法について検討を行い、結論を得て措置を講ずる。	検討・結論・措置			◎(経済産業省) 平成21年4月1日から土日にも定期検査を実施している。

イ ガス事業

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① ガス事業における自由化範囲の拡大	経済産業省	エネルギー分野については、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に定められているとおり、「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分考慮した上で、エネルギー市場の制度改革を進めるとともに、我が国の実情に適合する形での市場原理の活用策を設計する姿勢が重要である。また、市場原理を活用する中で、安全の確保をおろそかにすることがあってはならず、国及び事業者は、それぞれの責務を果たすことにより、安全の確保を確実に行うことが必要である。 こうした考え方を踏まえて、以下の①～④の項目について検討する。				○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。
		10万㎡未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等に関する検討については、平成19年度の10万㎡以上までの自由化範囲の拡大を受けて、速やかにその実施状況の十分な評価を行い、全面自由化の在り方等について、その課題を明らかにする。	評価			
② 託送制度等の見直し	経済産業省	a ガス事業分野における競争を促進するためには、託送供給制度の充実・強化が不可欠である。このためガス導管網の整備とその有効利用の促進について、引き続き効果的な措置を講ずる。	必要に応じ逐次措置			○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において引き続き個別制度の在り方について検討していくこととされたが、昨今の原料価格の急激かつ大幅な変動に伴うガス料金の大幅な上昇、現下の経済状況や料金上昇が国民生活に与える影響等を踏まえて早急に対応する必要があることから、平成20年10月に同部会に料金制度小委員会を設置し、料金制度の見直しを優先して検討することとした。制度改革検討小委員会において検討することとした個別制度の在り方については、ガス料金に関する制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、今後具体的な検討を再開することとする。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 1時間同時同量制度については、平成19年度から拡大される10～50万㎡の範囲の需要家を対象に簡易な同時同量制度の導入が予定されているが、当該措置が適正な運用となるよう注視すべきである。それ以外の範囲の需要家への託送供給についての簡易な同時同量制度については、19年度からの制度導入の実施状況の評価を踏まえ、検討する。また、同時同量の運用状況(一般ガス事業者の1時間あたりのガス供給量・ガス需要量)については必ずしも明確になっていないところであるため、主要な一般ガス事業者のネットワークの運用実態に関する実証的なデータを多面的に検証した上で、同時同量範囲は託送供給依頼者と託送供給実施者と同程度とすべきという指摘を考慮しつつ、現行制度の見直しについて検討し、結論を得る必要に応じて措置を講ずる。</p>	検討・結論、以降逐次措置			○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において引き続き個別制度の在り方について検討していくこととされたが、昨今の原料価格の急激かつ大幅な変動に伴うガス料金の大幅な上昇、現下の経済状況や料金上昇が国民生活に与える影響等を踏まえて早急に対応する必要があることから、平成20年10月に同部会に料金制度小委員会を設置し、料金制度の見直しを優先して検討することとした。制度改革検討小委員会において検討することとした個別制度の在り方については、ガス料金に関する制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、今後具体的な検討を再開することとする。
		<p>c 託送料金については、制度の運用実績を踏まえ、適正な算定方法の在り方等について、引き続き検討する等、一層の透明性の確保に努めるべきである。託送料金原価に、気化・圧送コストが全額含まれていることについては、気化・圧送設備の大部分(気化器・海水ポンプ等)はガス製造にかかる設備であることや、ガス送出流量の調整に寄与している設備について、託送供給依頼者も同様の設備を保有し、託送供給受託者の導管圧力調整と運動して時々刻々送出圧力の調整を行っていること等から、託送供給依頼者にとっては二重のコスト負担になっているとの指摘がある。このため、特に気化器にかかるコストが、製造費用であるかネットワーク関連費用であるかについて、実証的なデータに基づく検証をその方法の検討も含めて行い、新規参入者にとって過剰な負担とならぬよう、従来の取扱いの見直しについて検討し、結論を得る必要に応じて措置を講ずる。</p>	検討・結論、以降逐次措置			○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において引き続き個別制度の在り方について検討していくこととされたが、昨今の原料価格の急激かつ大幅な変動に伴うガス料金の大幅な上昇、現下の経済状況や料金上昇が国民生活に与える影響等を踏まえて早急に対応する必要があることから、平成20年10月に同部会に料金制度小委員会を設置し、料金制度の見直しを優先して検討することとした。制度改革検討小委員会において検討することとした個別制度の在り方については、ガス料金に関する制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、今後具体的な検討を再開することとする。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		d 新規導管を設置する場合の利益阻害性判断基準については、19年度からの自由化範囲拡大の十分な評価を踏まえつつ、既存導管網の効率的な運用という観点も踏まえ、引き続き検討すべきである	逐次措置			○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において引き続き個別制度の在り方について検討していくこととされたが、昨今の原料価格の急激かつ大幅な変動に伴うガス料金の大幅な上昇、現下の経済状況や料金上昇が国民生活に与える影響等を踏まえて早急に対応する必要があることから、平成20年10月に同部会に料金制度小委員会を設置し、料金制度の見直しを優先して検討することとした。制度改革検討小委員会において検討することとした個別制度の在り方については、ガス料金に関する制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、今後具体的な検討を再開することとする。
		e 保安責任についても平成19年度から比較的小規模な需要家まで対象が拡大されるが、大口ガス事業への参入を円滑化する観点からも、保安業務の受託に係る一般ガス事業者の対応をフォローアップし、実質的な参入障害が生じている場合には、適正取引ガイドラインに位置づけることも含め、適切な対応を検討すべきである。	逐次検討			○(経済産業省) 平成19年4月のフォローアップ調査の結果をとりまとめたところでは、実質的には参入障害は生じていない状況であり、引き続き適時調査を実施していく予定。
③ ガス産業全体の構造改革	経済産業省	ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。	逐次検討			○(経済産業省) 一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業はそれぞれの供給方式の違いを踏まえて、ガス利用者の利益を確保する観点から規制が行われており、現時点においてはこうした事業区分が有効である。今後の制度改革において、必要に応じ、事業区分の在り方について検討を行う。
④ ガス供給区域規制の見直し	経済産業省	供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならない義務を有する一方、独占的に供給を行うことができる特権を有している。 都市ガス事業者は、供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未普及区域を有する場合があります。結果としてこうした区域では需要家の選択肢が制限されている。 このため、これらの都市ガス事業者が有する未普及供給区域を減少する場合の判断基準を設けたが、その運営を今後とも一層厳格に行い、都市ガス事業者の未普及区域を排除する措置を講ずる。	逐次実施			○(経済産業省) 平成16年2月、実普及供給区域・実普及供給地点の見直し区域の具体的な判断基準を定め、当該地域の更なる見直しを行ったところ(平成16年4月までに実普及供給区域を有する事業者からの供給区域変更許可申請を受け付け、許可を行っている。) 当該判断基準に基づき、19年5月～9月に当該実普及区域の更なる見直しを行ったところ。(引き続き3年毎に実施。)

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 一般ガス事業者間における長距離導管建設促進に資する施策等の推進	経済産業省	我が国の将来的なガス市場の活性化と公正な競争の促進を図る観点から、ガス導管網の更なる延伸を進めるべく、低利融資等、一般ガス事業者間における長距離の導管建設を推進する政策支援を促進するとともに、事業者間の利害調整を円滑に行うための施策(接続命令制度の導入等)について検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。	検討・結論、以降逐次措置			○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において引き続き個別制度の在り方について検討していくこととされたが、昨今の原料価格の急激かつ大幅な変動に伴うガス料金の大幅な上昇、現下の経済状況や料金上昇が国民生活に与える影響等を踏まえて早急に対応する必要があることから、平成20年10月に同部会に料金制度小委員会を設置し、料金制度の見直しを優先して検討することとした。制度改革検討小委員会において検討することとした個別制度の在り方については、ガス料金に関する制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、今後具体的な検討を再開することとする。
⑥ 託送部門の一層の中立性と透明性を確保するための会計分離の徹底	経済産業省	託送料金の透明性の確保の観点や、会計分離の不徹底による内部補助を通じて、競争条件のイコールフットینگが確保されていないのではないかという指摘がある。また、総括原価算定の際における広告費の配賦基準として延べ調定件数(需要家の契約件数)比を用いて部門別に配賦するルールとなっているため、大口顧客1件と小口顧客1件が同様に扱われていることから広告費の大部分が契約件数の多い小口料金に配賦されてしまう。これらを踏まえ、より一層の会計分離の徹底を行うなどの制度の見直しの必要性について検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。	検討・結論、以降逐次措置			○(経済産業省) 今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において引き続き個別制度の在り方について検討していくこととされたが、昨今の原料価格の急激かつ大幅な変動に伴うガス料金の大幅な上昇、現下の経済状況や料金上昇が国民生活に与える影響等を踏まえて早急に対応する必要があることから、平成20年10月に同部会に料金制度小委員会を設置し、料金制度の見直しを優先して検討することとした。制度改革検討小委員会において検討することとした個別制度の在り方については、ガス料金に関する制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、今後具体的な検討を再開することとする。

ウ その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 風力発電等系統連系のあり方	経済産業省	国、電力会社、風力発電事業者によって、周波数変動対策の観点や送電容量対策の観点から、解列枠の募集や会社間連系線の活用に向けた検討、風力発電連系可能量の正確な把握や蓄電池等の導入可能性調査等が実施され、平成17年春にこれらの対策のレビューが行われることとなっているが、これらの結果も踏まえ、送電系統への影響に十分配慮しつつ、風力発電機が送電系統に円滑に連系されるために必要な措置を講ずる。	逐次措置			○(経済産業省) 平成17年6月の新エネルギー部会・風力発電系統連系対策小委員会において、風力発電の系統連系に係る課題を解決するため、①周波数変動対策(電力系統全体の周波数変動に係る課題に対処)、及び②送電容量対策(風力発電機が接続される送電容量等に係る課題に対処)を取りまとめたところ。 導入制約のある電力会社においては、小委員会報告書に盛り込まれた周波数変動対策の一環として、連系可能量の公表や、解列枠や蓄電池枠の募集などにより、風力発電の連系量拡大に取り組んでいるところ。また、送電容量対策についても一部について取り組みが進捗しているところ。 また、経済産業省においては、小委員会報告書を受けて、風力発電事業者による蓄電池導入に係る助成事業を開始するとともに、気象予測に基づく風力発電量予測システムの開発に取り組んでいるところ。
② 随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し	経済産業省	随時巡回を行う発電所(内燃力発電所及びガスタービン発電所を除く)における委託電気主任技術者による点検頻度について、平成17年度から平成19年度までの委託調査事業の中で、優先順位の高い発電所から検討を行い、年度毎の検討結果に基づき随時見直し(告示改正等)を行う。	逐次措置			◎(経済産業省) 太陽電池発電設備については、平成17年度委託調査の結果を踏まえ、平成18年12月に電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号2及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年7月1日経済産業省告示249号)の改正を行った。 燃料電池発電所(平成18年度委託)、風力発電所(平成19年度委託)については、委託調査の結果を踏まえ、現状どおりとする結論を得た。
③ 公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 <ITイ②に再掲>	経済産業省 総務省 国土交通省 公正取引委員会	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。 このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、独占禁止法による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。 a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。	逐次実施			○(経済産業省) 紛争等申出受付窓口についてホームページ上に掲載することにより、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況について調査を行い、平成19年7月開催の市場監視小委員会において報告を行った。 (総務省) 平成15年度から20年度にかけて、①固定通信領域、②移動体通信領域、③インターネット接続領域、④企業向けネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。 (国土交通省) 国内航空運賃について、平成14年12月より新規参入路線の運賃設定・変更状況をとりまとめ、公表している。 (公正取引委員会) 平成20年6月、都市ガス事業分野の取引実態及び今後の改善策について調査結果を取りまとめた。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b 公益事業分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルール策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。	逐次実施			○(経済産業省) 平成19年7月開催の市場監視小委員会において、一般電気事業者の予見可能性を高める観点から、託送供給約款への変更命令の発動に係る基準の解釈について審議を行い、同年11月開催の同小委員会において、その解釈に基づき、送配電部門の超過利潤等実績を踏まえた託送供給約款への変更命令発動の要否について検討を行った。 (総務省) 平成15年度から20年度にかけて、①固定通信領域、②移動体通信領域、③インターネット接続領域、④企業向けネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。 (公正取引委員会) 平成20年6月、都市ガス事業分野の取引実態及び今後の改善策について調査結果を取りまとめた。
		c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。	逐次実施			○(経済産業省) 「適正な電力取引についての指針」や「適正なガス取引についての指針」、「電気・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行っているところ。 (公正取引委員会) 平成17年2月18日に、電力・ガス・電気通信事業分野における公益事業間の相互参入について、その実態を調査するとともに、独占禁止法上の考え方を明らかにしたところであるが、今後とも変化の激しい同分野等における競争実態の把握に努め、独占禁止法上の考え方の明確化を図ることにより、公正かつ自由な競争の促進に努めていくこととしている。
		d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡をとり、事業者混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。	逐次実施			○(公正取引委員会、経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、事業規制に関わる事項については経済産業省、また、競争阻害等に関わる事項については公正取引委員会がそれぞれ役割を分担し、事業者混乱が起らないよう適切に対応している。 (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月、16年6月、20年3月及び同年8月改定)。
		e 事業所管官庁における中立性確保事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施			○(経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立な立場として、市場監視を実効的に行う観点から、総合資源エネルギー調査会の下に、外部有識者等を構成員とした市場監視小委員会を設置している。 平成19年7月開催の第3回同小委員会では、電力・ガス市場の競争環境を巡る現状等について審議を行った。また同年11月開催の第4回同小委員会では、送配電部門の超過利潤等実績を踏まえた託送供給約款への変更命令発動の要否について検討を行った。 (総務省) 電気通信事業分野の競争評価に当たっては、事業者説明会の開催、意見公募の利用、データの公開等により議論の公開性を高めている。また、専門的見地を要する場合には、有識者が参画する公開のアドバイザーボード等を開催することで、評価の内容を深めている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ インフラ整備の促進	関係府省	a 電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。	実際上の必要性が生じた場合に検討			○(経済産業省) 今後、エネルギー政策の観点から、必要性が生じた場合には、適切に検討する。
		b 熱供給事業法の対象外の小規模(21ギガジュール/hr未満)の熱供給導管についてもエネルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。	実際上の必要性が生じた場合に検討			—
⑤ 道路占用料の見直し等	国土交通省	道路占用料単価の見直しについて、市町村合併の状況を踏まえ、必要な措置を行う。 【道路法施行令の一部を改正する政令(平成20年1月18日政令第5号)】	措置済			◎
⑥ 補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認方法の見直し	経済産業省	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認の電気検層深度等の方法に導入について、事業者が実施する電気検層時の揚管作業等の実態を把握した上で、検討を行う。	検討			○(経済産業省) 事業者及び関係者と協議のうえ、平成21年度中に掘り止め深度の確認方法について決定する。
⑦ 常時監視をしない発電所で遠隔監視制御する場合の施設基準の緩和	経済産業省	運転が自動化されているガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル発電所については、自動停止する保護回路の増強及び遠隔監視制御所に常時駐在している技術員への連絡体制の確立等により、発電所内で常時監視する必要はないことから、このような場合には、出力に限らず常時駐在監視を行わないことについて検討し、必要な措置を行う。		措置		◎
⑧ 風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	経済産業省	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外については、大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年9月以降開催予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、検討する。	措置済			◎
⑨ 固体酸化物型燃料電池SOFCの実証実験を円滑に行うための規制緩和	経済産業省	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略することについては、平成19年度中に省令改正を行う。また、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについては、所要の改正を行う。	措置済			◎